

令和8年度 津久野小学校 いじめ防止基本方針

1, いじめに関する基本認識

本校のすべての教職員は、「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもち対応する。

- (1) いじめは「重大な人権侵害であり、絶対に許されないもの」である。
- (2) いじめられた子どもの立場に立ち、できる限りの支援を行い、守り通す。
- (3) いじめた子どもに対して、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

2, いじめの未然防止に向けて

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2) 道徳・特別活動を通して、規範意識や集団のあり方についての学習を深める。
- (3) 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーなどの専門家を活用する。
- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように、細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 子ども理解、発達課題等の障害などに関する教員研修の充実を図るとともに、いじめ相談体制の整備及び点検、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (8) 授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人ひとりを大切に授業づくりなど、日々の授業の工夫・改善に取り組む。
- (9) 保健の授業や教育相談を通じて、ストレスを感じた場合でもそれを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりすることで、ストレスを減らせることを学習する。

3, いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生することが多く、学校・家庭・地域が丸となり全力で実態把握に努める。

- (1) 子どものいじめを疑う。(いじめ対応チェックリスト等)
- (2) 子どもの声に耳を傾ける。(いじめアンケート等)
- (3) 子どもの行動を注視する。(児童観察等)
- (4) 保護者と情報を共有する。(連絡帳、電話、家庭訪問等)
- (5) 地域と日常的に連携する。(見守り隊、校区青少年健全育成協議会等)

4, いじめの早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消をめざす。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことがないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 学校長は事実に基づき、当該の子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめをした子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察などの相談機関に相談し、協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を取り合い、子どもの実態把握に努める。
- (7) いじめられた子どもが落ち着いて教育を受けられる環境の確保に努める。

5, いじめアンケートの実施

学期末の計3回、いじめアンケートを実施する。その結果をもとに聞き取りを行い、事後指導の記録を残す。また、いじめ問題が生じたときには、必要に応じて状況把握のためのアンケートを実施し、早期に適切な対応を行う。

6, 「校内いじめ対策委員会」の設置及び校内研修の実施

校長、教頭、教務、生徒指導主任、人権主担、養護教諭、当該学年・学級担任を構成員とし、「校内いじめ対策委員会」を設置する。

本委員会は、いじめ防止、早期解決、それら取り組みについての定期的な点検と工夫改善を行う。

【いじめに対する措置】

- (1) いじめを発見した、あるいは通報を受けた教職員は、「校内いじめ対策委員会」に直ちに情報を提供し、共有する。
- (2) 本委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聞き取るなど、いじめについての正確な実態把握を行う。
- (3) いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学にあたり、適切に引き継いだり情報提供できる体制をとる。
- (4) 必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者などの外部専門家に参加を求め対応する。
- (5) いじめの問題を、全教職員が組織の問題として捉え、適切に対応するため、毎年校内研修を実施する。

※重大事態への対処について

- (1) 重大事態の認知後、市教育委員会に報告を行うとともに、本委員会が調査機関として事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (2) いじめを受けた児童及び保護者に対して、適切な情報提供を速やかに行う。
- (3) 調査結果を市教育委員会に報告するとともに、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7, ネット上のトラブル対応について

スマートフォンの普及に伴い、メールやアプリ（SNS）を利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、高学年を中心に情報モラル教育を行い、ネット上のトラブルの未然防止に努める。なお、保護者に対してもこれらについての理解を求める。

さらに、ネット上で不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。なお、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある場合には、直ちに西堺警察署少年課・地域課等に通報し、適切な援助を求める。

8, いじめ防止対策における留意事項

（１）いじめが疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を止めること。

（２）いじめを知らせてきた児童生徒の安全は、十分に確保すること。

（３）いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、警察や外部専門家との連携による措置も含め、毅然とした対応・指導を行うこと。

（４）いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持てるよう指導すること。

（５）いじめをはやしたてるなど、同調していた児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させること。

（６）学校評価においては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠蔽せず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組・達成状況を評価し、その結果を踏まえた工夫改善に取り組むこと。

（７）教員評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際に、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応を行うこと、組織的な取組等が評価されるよう、留意すること。